

議案第71号

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年12月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表に定める会計年度任用職員給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

2 前項の給料表は、すべてのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号。以下「給与条例」という。）第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第6条 給与条例第21条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第7条 給与条例第23条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務す

ることを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第4項中「勤務時間条例第11条第1項に規定する休日及び代休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた休日及び代休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第8条 給与条例第24条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第9条 給与条例第26条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第26条の勤務は、第7条の規定により準用する給与条例第23条第1項及び前条の規定により準用する給与条例第24条第1項の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 給与条例第29条から第29条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第11条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第7条の規定により準用する給与条例第23条及び第8条の規定により準用する給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与条例第25条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第13条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)

(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第14条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年加西市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)

第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第15条 加西市職員特殊勤務手当支給条例(昭和42年加西市条例第40号)に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第16条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤

務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第17条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間

を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第19条 給与条例第29条から第29条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第29条第4項中「職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(報酬が日額又は時給で定められている者にあつては、それぞれの基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第20条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第21条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間(1日あたりの勤務時間が1週間のうちで同一でない場合は、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものに7時間45分を乗じた時間)に要勤務日数(当該勤務の属する年度の日数から、日曜日、土曜日並びに祝日法による休日及び年末年始の休日(日曜日及び土曜日を除く。))の日数を減じて得た日数をいう。)を乗じて得た数で除して得た額

(2) 日額による報酬 第14条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第14条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第22条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の加算)

第23条 1週間当たりの勤務時間数が規則で定める時間数以上のパートタイム会計年度任用職員が退職した日において、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用され

ない場合は、報酬の月額（報酬が日額又は時給で定められている者にあつては、退職した日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）に6を乗じた額を上限として規則で定める数を乗じた額を報酬額に加算する。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第24条 給与条例第6条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第25条 第2条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第21条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第21条第2項から第6項までの規定の例による。

3 前項の規定にかかわらず、給与条例第21条第1項第2号に規定する自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員で、1週間の所定勤務日数が4日未満の者の通勤に係る費用弁償については規則で別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、加西市職員等旅費条例（昭和42年加西市条例第39号）の例による。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

号給	給料月額
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700
30	190,400
31	192,200

32	193,900
33	195,500
34	196,900
35	198,400
36	199,900
37	201,200
38	202,500
39	203,700
40	205,000
41	206,300
42	207,600
43	208,900
44	210,200
45	211,300
46	212,600
47	213,900
48	215,200
49	216,300
50	217,400
51	218,400
52	219,500
53	220,600
54	221,600
55	222,500
56	223,500
57	223,800
58	224,600
59	225,400
60	226,100
61	226,800
62	227,800
63	228,600
64	229,400
65	230,100
66	230,800

67	231,700
68	232,700
69	233,400
70	234,000
71	234,500
72	235,200
73	236,000
74	236,600
75	237,200
76	237,700
77	238,400
78	239,100
79	239,800
80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600
94	248,900
95	249,800
96	251,100
97	252,300
98	253,600
99	255,000
100	256,400
101	257,600

102	258, 800
103	260, 000
104	261, 200
105	262, 500
106	263, 600
107	264, 700
108	265, 800
109	267, 100
110	268, 400
111	269, 400
112	270, 500
113	271, 800
114	273, 100
115	274, 000
116	275, 000
117	275, 900
118	277, 000
119	278, 100
120	279, 100
121	280, 000
122	281, 000
123	281, 500
124	282, 400
125	283, 100
126	284, 000
127	285, 000
128	285, 800
129	286, 600
130	287, 400
131	288, 200
132	288, 700
133	289, 100
134	289, 600
135	289, 800
136	290, 100

137	290,300
138	290,700
139	290,900
140	292,500
141	294,300
142	295,800
143	297,500
144	299,000
145	300,600
146	302,200
147	303,900
148	305,500
149	307,200
150	308,100
151	309,600
152	311,100
153	312,700
154	314,300
155	315,900
156	317,500
157	319,000
158	320,500
159	321,700
160	322,900
161	324,100
162	324,800
163	325,700
164	326,500
165	327,300
166	328,200
167	328,600
168	329,300
169	330,100
170	330,900
171	331,600

172	332,300
173	333,000
174	333,500
175	334,100
176	334,600
177	335,200
178	335,500
179	336,000
180	336,400
181	336,900
182	337,300

(審議資料)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により、一般職非常勤職員として位置づけられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関し必要な事項を定めようとするもの。（後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

【概要】

(1) 任用の種類

区 分	任用根拠	給与及び費用弁償
フルタイム 会計年度任用職員	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号	給料、手当
パートタイム 会計年度任用職員	同法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号	報酬、期末手当、費用弁償

(2) 給与等

① フルタイム会計年度任用職員の給与

ア 給料

職務の内容や知識、経験等に照らして給料月額を決定する。

	号 給	給料月額
下限	1 号給	146,100 円
上限	182 号給	337,300 円

イ 手当

通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等

② パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償

ア 報酬

給料月額を基準とし、勤務時間に応じて月額、日額、時間給に換算した額を報酬とする。

イ 手当

期末手当

ウ 費用弁償

通勤に係る費用弁償を支給する。

③ 期末手当の支給月数

一般職の職員の給与に関する条例第 29 条の規定を準用し、6 月期、12 月期ともに 1.30 月とする。

政策等の形成過程説明資料

令和元年12月定例会

議案等の件名	議案第71号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】
 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、加西市において会計年度任用職員制度を整備し、行政の重要な担い手である臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することで、公務の適正かつ継続的な運営を行う。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】
 他自治体においても、会計年度任用職員制度の令和2年4月1日施行に向け準備を行っている。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	10	健全な行財政運営の確立
基本計画	30	行政サービスの向上と効率経営

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】
 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
 地方公務員法
 地方自治法
 一般職の職員の給与に関する条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
820,382				820,382

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】
 制度導入にかかる増 105,667千円
 ・期末手当の増(0.55月→2.6月) 73,403千円
 ・勤務時間の増等のその他の増 32,264千円

⑧【市民参加の状況】 有 ・ **無** (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】
 臨時・非常勤職員の任用根拠を明確化し、任用すべき職や業務の整理を行うとともに、職務内容や経験等に照らした給料、報酬額の決定及び期末手当を含めた勤務条件の見直しにより、継続的かつ適正な人材の確保が期待できる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	総務課	有 ・ 無